

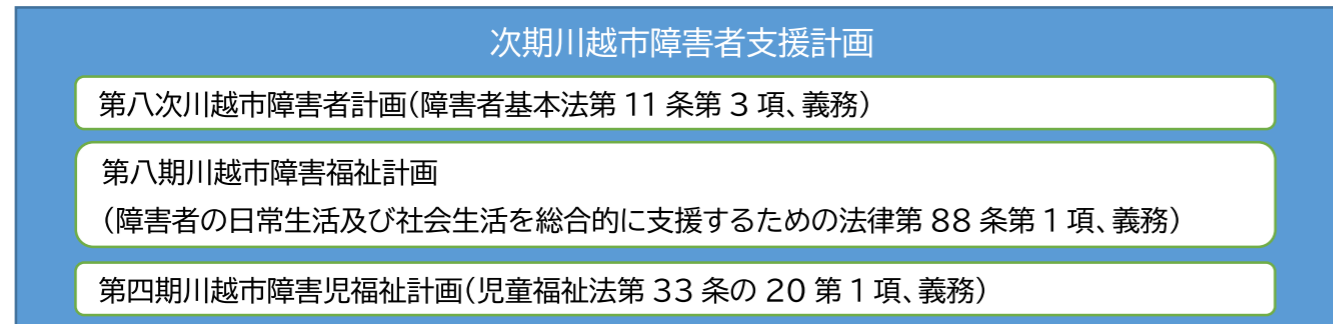
## 次期川越市障害者支援計画（案）の概要について

## 1 計画策定の背景と趣旨

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「川越市障害者支援計画」（以下「現計画」という。）が計画期間満了を迎えるため、新たな「川越市障害者支援計画」（以下「次期計画」という。）を策定しようとするものです。

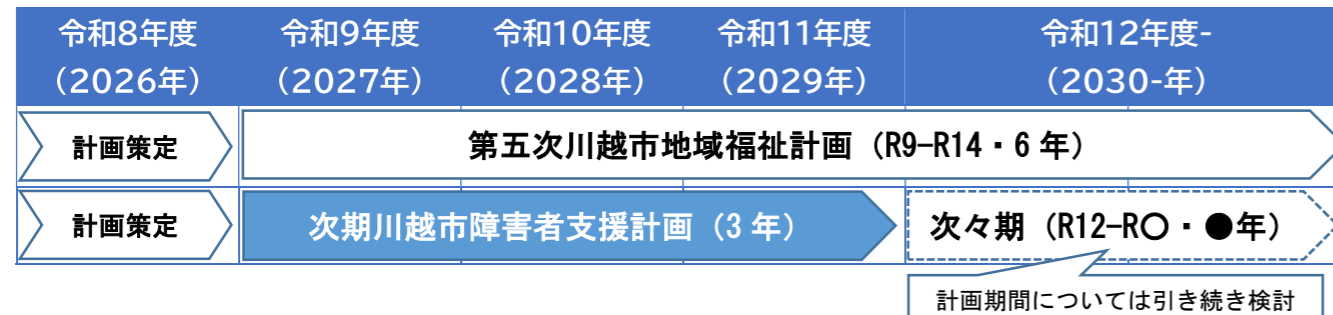
## 2 計画の位置づけ

現計画と同様に「障害者計画」と「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定め、本市の障害者（児）施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間とします。



## 4 施策の体系

基本理念、基本目標、施策分野等の施策体系は、現計画を踏襲します。

[基本理念]	[基本目標]	[施策分野]	[施策]
自立と共生のまちをめざして 自分らしく、よりよく生きる	1 誰もが安全・安心に暮らせるまち	1 差別解消・相互理解・権利擁護	1 差別の解消及び相互理解の促進 等
		2 住みよい福祉のまちづくり	1 生活環境の整備 等
		3 保健・医療サービスの充実	1 保健サービスの充実 等
	2 自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち	4 療育体制及び学習機会の充実	1 療育体制の充実 等
		5 雇用・就労の促進	1 雇用・就労環境の充実 等
	3 一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち	6 福祉サービスの充実・向上	1 相談支援体制の充実 等
		7 社会参加の拡充	1 文化活動・余暇活動の充実 等

## 5 現計画からの主な変更点

現計画からの主な変更点は次のとおりです。

## (1) 成果指標の見直し

計画の成果や達成度を測るため、基本目標ごとに設定している成果指標を見直します。

## (2) 重点施策の見直し

令和7年度に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、次期計画期間内における重点施策の見直しを行います。

## (3) 国の「基本指針」改正等を踏まえた見直し

国の「基本指針」の改正及び埼玉県障害者支援計画の考え方を踏まえ、障害（児）福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標の見直しを行います。

## 6 策定体制

次の会議で調査・検討・審議を行い、本計画の策定作業を進めてまいります。

## (1) 川越市障害者施策審議会…附属機関

## (2) 川越市障害者計画等幹事会…庁内関係部課長により組織

## (3) 川越市障害者計画等策定プロジェクトチーム…庁内関係所属選出職員により組織

## 7 スケジュール

年	月 日	内 容
令和8年	4月上旬～	令和7年度進捗状況調査
	5月上旬～	第1回プロジェクトチーム・第1回幹事会
	5月29日	第1回川越市障害者施策審議会
	6月下旬～	第2回プロジェクトチーム・第2回幹事会
	7月中旬	第2回川越市障害者施策審議会
	7月下旬～	第3回プロジェクトチーム・第3回幹事会
	8月中旬	第3回川越市障害者施策審議会
	9月上旬～	第4回プロジェクトチーム・第4回幹事会
令和9年	10月中旬	第4回川越市障害者施策審議会
	11月24日～12月23日	意見公募手続（パブリックコメント）実施期間
	1月上旬～	第5回プロジェクトチーム・第5回幹事会
	2月上旬	第5回川越市障害者施策審議会
	3月中旬	答申
	3月下旬	次期計画の策定・公表